

第 8 号議案

ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例
の制定について

ふれあいプラザ条例（平成 17 年亀岡市条例第 32 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

ふれあいプラザ条例（平成 17 年亀岡市条例第 32 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 中「320円」を「330円」に改める。

別表第 2 中「43,200円」を「44,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のふれあいプラザ条例の規定は、令和元年 10 月 1 日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 ふれあいプラザの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。